危機管理

生産者・事業者が取り扱う食品等において健康被害やその恐れが発生した場合には、迅速かつ的確な対応を行うことで、健康危機事案を早期に収束させ、被害の発生や拡大を防止します。

社会情勢等

○　近年、生産規模の拡大や食品流通の広域化、複雑化により、今後も広域的で大規模な食中毒の発生が懸念されており、また、農薬等の有害物質や異物混入による事故など予測困難な事態の発生もみられています。

○　令和３年６月から、事業者等が食品の自主回収を行った際の行政への届出が義務化されています。

○　アルカロイドやホルモン様作用成分等、一定量以上の摂取により健康被害が生じるおそれがある成分を含有する食品等による健康被害の発生や拡大を防止するため、こうした食品を取り扱う事業者には、健康被害情報を探知したとき、迅速に行政へ報告することが義務付けられています。

○　令和６年３月に発生した紅麹を含む健康食品による健康被害事案において、事業者が健康被害情報を探知してから行政への報告や、自主回収に着手するまでに２カ月程度を要したことが問題となったことから、機能性表示食品や特定保健用食品を取り扱う事業者が健康被害情報を探知した際の行政への報告が義務化されました。

○　行政は、緊急時の対応マニュアルを整備し、迅速な対応ができるよう研修や訓練等を実施するとともに、平常時から関係機関との連携、協力体制の確保に努め、事案対応に備える必要があります。

○　また、県民の不安解消を図るため、事案発生時には、ホームページやマスコミ等を通じて、正確な情報を迅速に提供することにより、健康被害の拡大や風評被害の発生を防止することが重要です。

○　食品事故の速やかな発見には、消費者が大きな役割を果たします。健康被害を最小限に留め、被害を拡大させないためにも、日ごろから商品回収やリコール情報などに関心を持ち、飲食の後に異常を感じた時には、速やかに医療機関への受診や、相談窓口への申出を行うことが大切です。

数値目標

目標	現状 令和７年度	目標 令和 12 年度
自主回収事案における回収着手までの所要日数	平均値 0.4 日	１日以内を維持

1　危機管理事案の早期収束

（1）危機管理体制の整備

○　農畜水産物による健康被害事案が発生した場合に備え、生産履歴等の記録を推進します。
○　生産者、事業者が危機管理マニュアルを整備することで、速やかな情報収集ができる体制を構築します。特に、マニュアル中には、回収等が発生した際の対応方法を定めておき、早期回収着手できる体制の整備を推進します。

現状と課題

現状	課題
○　食品による健康被害は、流通等の複雑化により広域化する傾向にあります。	○　食品による健康被害を未然に防ぐとともに、発生した場合の被害拡大防止に向けて、発生状況の把握、事業者の指導、消費者への情報提供等を迅速に行う必要があります。
○　危機管理マニュアルの整備は事業者を中心に進んできているが、回収等への対応方法を定めている施設は６割程度にとどまっています。	○　早期に回収着手できるよう、回収等に係る責任体制及び具体的な対応方法を定めた危機管理マニュアルを整備する必要があります。
○　消費者は、健康被害等の発生時に、どこに連絡すればよいか迷ってしまうことがあります。	○　緊急時に連絡できるよう、行政等の連絡先一覧表を整備しておく必要があります。

行政の取組

取組	概要
ＧＡＰの推進	○　生産工程の見える化やリスク管理の手法としてＧＡＰを推進することにより農畜水産物を原因とする健康被害の発生に備えます。
危機管理の体制整備の推進	○　食中毒対策要綱等の健康危機管理マニュアルの点検を行うとともに、迅速かつ効果的な対応が図れるよう関係者の訓練や研修を行います。

取組	概要
危機管理マニュアル作成等の支援	○　事業者への食品事故等発生時の危機管理マニュアルについて、ひな型（例）を県ホームページに掲示するとともに、作成への支援を実施する。特に、回収等を実施する場合の責任体制及び具体的な対応方法を明確にするマニュアルの作成を支援します。
緊急時の連絡先の作成の支援	○　消費者の緊急時の連絡先一覧表の作成等を支援します。

生産者の取組

取組	概要
ＧＡＰの実践	○　農畜水産物を原因とする健康被害発生時に備え、ＧＡＰを実践することにより、生産資材等の適切な使用、保管、管理の徹底に努めます。
保健所への報告等	○　健康被害に繋がるおそれがある事案が発生した場合の保健所への報告手順を定めます。

事業者の取組

取組	概要
お客様相談窓口の設置と危機管理体制の構築	○　消費者の問合せや相談に対応するための担当者と連絡先を明確にするとともに、緊急時の対応マニュアルを整備し、迅速な対応ができるよう研修や訓練等を実施します。
苦情の集約･解析体制の構築･強化及び保健所への報告等	○　販売する食品等の苦情を集約、解析する体制を構築するとともに、健康被害に繋がるおそれがある事案が発生した場合の保健所への報告手順を定めます。

消費者の取組

取組	概要
緊急時の連絡先の作成	○　日ごろから、最寄りの医療機関や保健所等の緊急時の連絡先を確認し、一覧表を備えます。 ○　消費者団体は、緊急連絡先一覧表の作成を啓発します。

取組の活動指標

活動指標	目標値
《事業者》危機管理マニュアル整備率	（R7）66%⇒（R12）80%以上
《事業者》相談窓口の設置率	（R7）74%⇒（R12）90%以上

（2）危機管理対応の徹底

○　事業者等が回収に着手した際には、速やかな対応、報告、公表により、被害の拡大を防止します。

現状と課題

現状	課題
○　事業者等からの回収着手報告書の提出時点で、店頭撤去や販売先への連絡等、回収対応が十分になされていない事例も見受けられます。	○　マニュアルに沿った対応により、速やかな回収等の対応を実施する必要があります。 ○　速やかな回収着手報告を実現するため、電子化による報告を推進する必要があります。 ○　原因究明等の調査・検査を実施し、消費者等に対する情報提供を推進する必要があります。
○　生産者、事業者においては、危機管理に関する従業員教育に苦慮していることが想定されます。	○　生産者、事業者の従業員教育を支援する必要があります。
○　健康被害の発生または健康被害のおそれがある情報を探知した場合に、マニュアルに沿った対応を速やかに実施できていないことがあります。	○　マニュアルに沿った対応が実施できるよう、従業員に対する回収等発生時の対応について、教育を実施する必要があります。

行政の取組

取組	概要
食品衛生申請等システムによる回収報告の推進	○　消費者の健康被害情報の収集や自主回収等の報告の徹底を図り、早期の危害把握に努めるとともに、健康被害に影響する自主回収情報については、食品衛生申請等システムの利用を推進し、回収着手の情報をできるだけ早期に把握し、ホームページ等により公表します。
健康被害発生時の調査	○　食中毒（食中毒疑いを含む）等の健康被害情報を探知した場合は、迅速かつ的確な調査を行うとともに、原因究明、被害拡大及び再発防止を図るための調査・検査を実施し、適切な措置を講じます。また、必要に応じて、国、関係自治体と連携して対応します。
危機管理教育の実施	○　生産者、事業者を対象とした危機管理対応に関する講習会を実施します。

生産者の取組

取組	概要
迅速な自主回収への着手	○　健康被害のおそれがある食品事案が発生した場合には、自主的な公表や製品の回収により迅速かつ適確に対応し、行政に報告します。
従業員教育	○　食品の安全に関する講習会等へ積極的に参加することにより、従業員の危機管理対応力の向上を図ります。

事業者の取組

取組	概要
迅速な自主回収への着手	○　健康被害のおそれがある食品事案が発生した場合には、自主的な公表や製品の回収により迅速かつ適確に対応し、行政に報告します。
従業員教育	○　食品の安全に関する講習会等へ積極的に参加することにより、従業員の危機管理対応力の向上を図ります。

消費者の取組

取組	概要
異常時の対応	○　健康被害等が疑われる場合には、医療機関等へ相談するとともに、食品の製造者や販売者等への申し出を行います。

取組の活動指標

活動指標	目標値
《事業者》回収報告の食品衛生申請等システム活用率	90%以上を維持

食品衛生申請等システムのイメージ図

